（東京都）

**○[公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例](http://www.reiki.metro.tokyo.jp/Li05_Hon_Main_Frame.exe?UTDIR=D:\\EFServ2\\ss00000562\\Administrator&TID=1&SYSID=700)**

昭和三九年八月一日

条例第一八四号

第一条から第二条　＜省略＞

(衛生及び風紀に必要な措置等の基準)

第三条　法第三条第二項の規定による条例で定める措置の基準のうち、普通公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。

一　下足場、脱衣室、浴室、便所、廊下その他入浴者が直接利用する場所は、床面において二十ルクス以上の照度を有するようにすること。

二　浴場の施設は、常に清潔を保持し、下足場、脱衣室、浴室、便所、廊下、洗いおけ、腰掛けその他入浴者が直接利用する施設及び設備は、毎日一回以上掃除し、又は洗浄すること。

三　脱衣室及び便所は、毎月一回以上消毒すること。

四　浴場の施設は、ねずみ、衛生害虫等の生息状況について毎月一回以上点検し、適切な防除措置を講ずること。

五　洗い場及び下水溝は、水流を良好にし、汚水を滞留させないようにすること。

六　浴槽水の水質基準については、次のとおりとすること。ただし、知事は、この基準(ハ及びニの基準を除く。以下この号において同じ。)により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この基準の一部又は全部を適用しないことができる。

イ　濁度は、五度以下とすること。

ロ　過マンガン酸カリウム消費量は、一リットルにつき二十五ミリグラム以下とすること。

ハ　大腸菌群数は、一ミリリットル中に一個以下とすること。

ニ　レジオネラ属菌は、検出されないこと。

七　浴槽水は、常に満杯を保ち、湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に補給すること。

八　浴槽水は、一日一回以上換水すること。

八の二　温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号)第二条第一項に規定する温泉を貯留する貯湯槽(以下単に「貯湯槽」という。)を使用するときは、次の措置を講じること。

イ　貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、東京都規則(以下「規則」という。)で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行うこと。

ロ　貯湯槽内の湯を規則で定める温度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合には、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。

八の三　ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講じること。

イ　ろ過器は、規則で定めるところにより、定期的に逆洗浄等を行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。

ロ　浴槽水を循環させるための配管は、規則で定めるところにより、定期的に内部の消毒を行うこと。

ハ　集毛器は、規則で定めるところにより、定期的に清掃を行い、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。

ニ　浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が一リットルにつき〇・四ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難い場合には、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。

ホ　浴槽水については、規則で定めるところにより、定期的に水質検査を行うこと。

八の四　前二号の規定による清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、三年間保存すること。

九から三十　＜省略＞

三十一　ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。

イ　ろ過器は十分なろ過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。

ロ　ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難い場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。

ハ　循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。

ニ　浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。

ホ　入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつの吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。

ヘ　循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造であること。

＜中略＞

3　営業者は、公衆浴場の衛生上の維持管理を適正に行うため、原則として営業施設ごとに、管理者を置かなければならない。ただし、営業者が自ら管理者となつて管理する営業施設については、この限りでない。

＜以下、省略＞

**○**[**公衆浴場法施行細則**](http://www.reiki.metro.tokyo.jp/Li05_Hon_Main_Frame.exe?UTDIR=D:\EFServ2\ss00000562\Administrator&TID=1&SYSID=699)

昭和三九年九月八日

規則第二五三号

第一条から第六条　＜省略＞

(貯湯槽を使用するときの措置)

第七条　条例第三条第一項第八号の二イの規定による貯湯槽内部の清掃及び消毒は、一年に一回以上行うものとする。

2　条例第三条第一項第八号の二ロの規則で定める温度は、摂氏六十度とする。

(ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときの措置)

第八条　条例第三条第一項第八号の三イの規定によるろ過器の逆洗浄等及び内部の消毒は、一週間に一回以上行うものとする。

2　条例第三条第一項第八号の三ロの規定による配管の内部の消毒は、一週間に一回以上行うものとする。

3　条例第三条第一項第八号の三ハの規定による集毛器の清掃は、毎日行うものとする。

4　条例第三条第一項第八号の三ホの規定による浴槽水の水質検査は、レジオネラ属菌について一年に一回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認するものとする。

＜以下省略＞